

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
室蘭地方合同庁舎照明改修工事一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4 ほか5官署	令和5年6月20日	株式会社ウチダ電商 北海道札幌市白石区本郷通4-南2-6	7430001001988	一般競争入札	他官署で調達手続きを実施のため	1,240,393	—				

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
実績なし													

（注1）「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

（イ） 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

（ロ） 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

（ハ） 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

（ニ） 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

（イ） 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

（ロ） 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

（ハ） 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

（ニ） 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

（ホ） 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

（ヘ） 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

（注2）公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
監視艇「しらかみ」機関部定期検査修繕一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月2日	株式会社筑豊製作所 福岡県糟屋郡新宮町大字の野字香ノ木7-41-1	2290001036624	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	105,768,300	-				
デジタル無線装置一式撤去等請負一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月7日	モトローラ・ソリューションズ株式会社 東京都港区芝大門1-16-3	8010401096587	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	21,601,195	-				
携帯型放射線測定器定期保守業務委託一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月8日	原電エンジニアリング株式会社 東京都台東区上野5-2-1	6010001026327	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,075,800	-				
花咲港湾合同庁舎エレベーター部品交換一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4 ほか3官署	令和5年6月13日	株式会社日立ビルシステム 東京都千代田区神田淡路町2-101	2010001027031	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	673,750	-				
監視艇「ちょうかい」船体維持修繕一式	支出負担行為担当官代理 函館税関総務部次長 高城 典裕 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月28日	有限会社 半田造船鉄工所 北海道函館市浅野町1-4	4440002003589	一般競争入札	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	4,290,000	-				単価契約 調達予定総額 2,160,070

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
放射性物質検知装置等の点検及び校正一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月2日	東芝電力放射線テクノサービス株式会社 神奈川県横浜市磯子区新杉田町8	3020001036165	公募を実施した結果、公募条件を満たす申込者が1者のみであったため、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	2,365,000	—					
総合健康診査業務委託（函館地区） 80名	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月16日	社会福祉法人函館厚生院函館中央病院 北海道函館市本町3-3-2	9440005000348	公募を実施し、申し込みのあった者のうち要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	@17,012円/人 ほか	—					
総合健康診査業務委託（函館地区） 80名	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月16日	社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院 北海道函館市五稜郭町3-8-3	9440005000348	公募を実施し、申し込みのあった者のうち要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	@17,012円/人 ほか	—					
総合健康診査業務委託（函館地区） 80名	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月16日	医療法人徳洲会共愛会病院 北海道函館市中島町7-2-1	1120005005403	公募を実施し、申し込みのあった者のうち要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	@17,012円/人 ほか	—					
総合健康診査業務委託（道央地区） 65名	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月16日	医療法人社団光星メディカルプラザ札幌健診クリニック 北海道札幌市中央区北5条西2-5	9430005001644	公募を実施し、申し込みのあった者のうち要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	@17,012円/人 ほか	—					
総合健康診査業務委託（道央地区） 65名	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月16日	独立行政法人地域医療機能推進機構札幌北辰病院 北海道札幌市厚別区厚別中央2条6-2-1	6040005003798	公募を実施し、申し込みのあった者のうち要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	@17,012円/人 ほか	—					
総合健康診査業務委託（道央地区） 65名	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月16日	医療法人社団三ツ山病院 北海道小樽市稲穂1-9-2	5430005007744	公募を実施し、申し込みのあった者のうち要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	@17,012円/人 ほか	—					

総合健康診査業務委託 (道央地区) 65名	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月16日	社会福祉法人北海道社会事業協会 小樽病院 北海道小樽市住ノ江1-6-15	2430005000677	公募を実施し、申し込みのあった者のうち要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	@17,012円/人 ほか	—									
総合健康診査業務委託 (道央地区) 65名	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月16日	医療法人同仁会千歳第一病院 北海道千歳市東雲町1-1-1	4430005005872	公募を実施し、申し込みのあった者のうち要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	@17,012円/人 ほか	—									
総合健康診査業務委託 (道央地区) 65名	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月16日	市立千歳市民病院 北海道千歳市北光2-1-1	2000020012246	公募を実施し、申し込みのあった者のうち要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	@17,012円/人 ほか	—									
総合健康診査業務委託 (道央地区) 65名	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月16日	医療法人社団尾谷内科 北海道千歳市新富2-5-5	2430005005882	公募を実施し、申し込みのあった者のうち要件を満たす全ての者と契約したものであり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	@17,012円/人 ほか	—									
車載式X線貨物検査装置定期 保守請負 一式	支出負担行為担当官 函館税関総務部長 戸塚 素彦 北海道函館市海岸町2-4-4	令和5年6月19日	イービストロード株式会社 東京都千代田区神田多町2-1	6010001068278	公募を実施した結果、公募条件を満たす申込者が1者のみであったため、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	2,310,000	—									

(注1) 「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

(ロ) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

(ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

(ニ) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

(イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

(ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

(ハ) 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

(ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

(ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

(ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

(注2) 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。